

令和5年3月8日

全学公認団体 各位  
学 生 各位

学生担当理事  
平 島 崇 男

### 課外活動の実施について（第13版）

学生のみなさんにおかれては、日頃より感染拡大防止のための行動を遵守いただき感謝します。

課外活動について、新型コロナウイルスの感染防止対策に配慮した上で、実施いただくものとし、「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第13版）」を策定しました。

以下は、上記マニュアルを抜粋したものとなります。詳しくは当該マニュアルをご覧ください。

※ 下記の注意いただく点ですが、令和5年2月6日付「課外活動の自粛要請について（第12版）」から修正・追加したものには下線を引いています。

非公認団体が活動する際は、上記マニュアルの（2）全学公認団体の活動に当たっての遵守事項、及び（3）全学公認団体の活動における留意事項に準じて活動してください。不明な点があれば教育推進・学生支援部厚生課課外活動掛にお問い合わせください。

### 記

全学公認団体が対面を伴う課外活動を実施できる条件は、令和5年3月13日から令和5年5月7日までの間、以下のとおりとする。

- (a) 「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第13版）」に記載された場所における活動であること
- (b) 活動時間については、健康に支障のない範囲とすること
- (c) 団体での活動の参加人数については、密にならない人数の範囲とすること
- (d) 当該団体に所属する他大学の学生等が参加する場合は、「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第13版）」及び下記（f）の「感染拡大予防ガイドライン」を遵守すること
- (e) 活動の参加希望者は、体温を計測し、平熱より高い場合、あるいは平熱でも何らかの症状（せき、たん、味覚障害など）がある場合は、活動に参加せず、自宅で安静にすること
- (f) 団体において本学が定めた「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第13版）」を遵守した内容の「感染拡大予防ガイドライン」を作成し、大学の承認を得ていること。その際、同ガイドラインにおいて感染拡大防止の責任者を定め、同ガイドラインが守られているかチェックする仕組みについて記載すること
- (g) 団体において上記(f)のガイドラインに沿った活動計画を作成し、大学の許可を得ていること
- (h) 練習、遠征、試合、公演、集会で宿泊を伴う場合は、可能な限り個室を確保し、やむを得ず複数人が同室となる場合は、密にならない人数の範囲とすること。また、食事の際の感染症対策を

講じること

- (i) 有観客での試合、公演、集会などは京都府ホームページの「イベントを開催されるにあたって」に留意して行うこと

<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/daikiboeventjizensoudan.html>

- (j) 部室等への立入りは、密にならない人数の範囲で、十分な換気を徹底すること
- (k) マスクの着用については、令和5年3月8日付「新型コロナウイルス感染症への今後の対応について」を参照のこと
- (l) 飲食を伴う懇親会等の開催については制限を設けないが、参加者は、飲食の場面では感染リスクが通常時より高まることを意識して行動すること
- (m) 学内外での対面による新入生勧誘活動は「新入生勧誘活動について」を参照すること

※第1版～第4版の表題は「課外活動の自粛要請の限定的緩和について」

第5版～第12版の表題は「課外活動の自粛要請について」